

産業競争力強化法に基づく特定新事業開拓投資事業計画の認定申請に係る要領

平成31年4月
経済産業省

1. 認定申請に必要な書類

<認定申請書>

- (1) 特定新事業開拓投資事業計画の認定申請書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第10条第1項関係）【別添1参照】

<添付書類>

- (2) 投資事業有限責任組合の組合契約書の写し及び登記事項証明書（同条第2項第1号及び第2号関係）
- (3) 無限責任組合員の直近の事業報告の写し、売り上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）（同項第3号関係）
- (4) 特定新事業開拓投資事業の実施体制及び無限責任組合員の投資実績等に関する書類（次の事項に係る書類）【別添2参照】
 - ①無限責任組合員が特定新事業開拓投資事業を円滑かつ確実に実施する体制を有すること（同項第5号関係）
 - ②無限責任組合員がベンチャー企業に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を有すること（同項第4号関係）
 - ③投資事業有限責任組合の収益の目標（同項第7号関係）
- (5) 組合員から特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金が出資されたことを証する書類又は出資されることを証する書類（同項第9号関係）【別添3参照】
- (6) 欠格事由等との関係に関する書類（次の事項に係る書類）【別添4参照】
 - ①無限責任組合員が同項第10号イからチのいずれにも該当しないこと（同項第9号関係）
 - ②有限責任組合員が同項第11号イからトのいずれにも該当しないこと（同項第10号関係）
- (7) 特定新事業開拓投資事業の実施に必要な許認可等があったことを証する書類及び当該実施に必要な届出をしたことを証する書類（同項第6号関係）
- (8) 当該投資事業有限責任組合が当該認定の申請の日の属する事業年度の前事業年

度までに株式を取得していた場合にあっては、次に掲げる書類（同項第11号関係）

- ①当該株式を最初に取得した事業年度以降の各事業年度における財務諸表等及び公認会計士又は監査法人の意見書（同号イ関係）
- ②当該株式の発行会社がある取得の時に第2条第1号から第3号までに該当することを証する書類（同号ロ関係）
- ③当該株式の発行会社が第2条第4号から第5号までに該当することを証する書類（同号ハ関係）

2. 提出先

前記1.（1）の認定申請書及びその写し各一通に、前記1.（2）から（8）に掲げる書類を添付して、以下の宛先に提出してください。

【認定申請先及び問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 経済産業政策局 新規産業室

電話 03-3501-1569 FAX 03-3501-6079